

三条市外国人材受入促進事業  
「外国人材受入促進セミナー及び外国人材活用相談会」開催業務委託  
仕様書

1 業務名

三条市外国人材受入促進事業「外国人材受入促進セミナー及び外国人材活用相談会」開催業務

2 事業の目的

本事業では、基幹産業である金属加工を中心としたものづくりに関わる業種（製造業、卸売業等）の人手不足の解消に外国人材の活用が欠かせないことを市内企業に認識してもらうとともに、それを現実的な選択肢に位置付けてもらうため、外国人材活用のメリットを始めとする就労実態等を分かりやすく示すセミナー及び相談会を開催するもの。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 外国人材受入促進セミナーの開催

「2 事業の目的」を踏まえ、人手不足を解消する現実的な手段として外国人材（主に技能実習及び特定技能）の活用を認識してもらうため、セミナーを開催する。

ア 開催期日	令和6年8月27日（火）及び11月11日（月）（予定）
イ 開催回数	2回（上記日程を想定）
ウ 開催場所	三条商工会議所 1階多目的ホール（第1・2ホール）（予定）
エ 定員	各回100名程度（事前申込制）
オ 参加費	無料
カ 業務内容	セミナー開催に係る業務全般（講師選定、事務局業務、チラシ作成等の広報、会場の設営及び運営、アンケートの実施、資料調製等） ※市内企業へ効果的な広報活動を行うこと。 ※講師への謝金・旅費等の支払い対応も含む。 ※会場借用費については、原則、委託者が負担する。 ※当日のアンケート実施結果については、実施後2週間以内に委託者へ提供すること。
キ セミナー講師	選定にあたって、次の観点を目安に講師候補を複数あげて委託者と協議の上、講師候補者と交渉・依頼を行うこと。なお、

講師については複数招聘も可能とする。(1回目と2回目で講師を変更することは必須ではないが、各回での想定定員の集客が見込める講師とすること)

※委託者と協議の上、「2 事業の目的」を達成するものであれば、必ずしも下記の内容に制限するものではない。

【外国人材活用の必要性を理解してもらうことで、企業の行動変容を促す】

- ・外国人材の活用について、人手不足を解消する現実的な手段として認識できる内容であること。
- ・外国人材活用の必要性について、定量的な数値等を用いながら具体的に示すこと。
- ・本市の基幹産業である金属加工を中心とするものづくりに関わる業種(製造業、卸売業等)の企業、特に外国人材受入をしていない企業の受入を促進できる内容であること。
- ・集客が図れる見込のある講師であること。

【外国人材の就労実態等を理解してもらうことで、自社での外国人材受入の姿をイメージさせる】

- ・技能実習及び技能実習に代わる新たな制度、特定技能の制度概要と在留資格における違い、外国人材受入のポイントについて具体的かつ簡潔に説明できること。
- ・外国人材の勤務態度、特性、語学レベルや日本への渡航目的、外国人材の就労実態及び受入実施企業の所感(受入による効果等)などを紹介することで、自社での外国人材受入の姿をイメージさせることができること。

## (2) 外国人材活用相談会の開催(外国人材受入促進セミナーと同日開催)

「2 事業の目的」を踏まえ、外国人材受入企業と外国人材受入支援事業者との関係づくりの機会を創出する。

※委託者と協議のうえ、「2 事業の目的」を達成するものであれば、必ずしも下記の内容に制限するものではない。

ア 開催期日	令和6年8月27日(火)及び11月11日(月)(予定)
イ 開催回数	2回(上記日程を想定)
ウ 開催場所	三条商工会議所 4階研修室(第1～第3研修室)(予定)
エ 来場企業数	20～30社(原則事前申込制としセミナー参加の有無は問わない。)
オ 参加費	無料
カ 業務内容	外国人材活用相談会開催に係る業務全般(外国人材受入支援)

事業者の募集、事務局業務、チラシ作成等の広報、会場の設  
営及び運営、アンケートの実施、資料調製等)

※市内企業へ効果的な広報活動を行うこと。

※外国人材受入支援事業者の参加にあたり、謝金・旅費等の  
支払いを発生させないこと。

※会場借用費については、原則、委託者が負担する。

※当日のアンケート実施結果については、実施後2週間以内  
に委託者へ提供すること。

キ 相談対応者

- ・監理団体、登録支援機関、人材紹介会社、その他外国人材受  
入支援を行う事業者を、委託者と協議の上、技能実習、特定  
技能、その他外国人受入に係る支援事業者を複数集めるこ  
と。(10社程度を想定しているが、これに限ることなく『エ  
来場企業数』に対応できる支援事業者を集めること。)
- ・募集にあたっては、金属加工を中心とするものづくりに関  
わる業種(製造業、卸売業等)、かつ従業員数50人以下の  
企業へ外国人材受入支援実績がある等、当市の産業構造に  
応じた支援ができる事業者とすること。
- ・監理団体は一般監理事業の許可を受けた者、かつ、支援実績  
がある監理団体とすること。
- ・登録支援機関は支援実績のある団体とすること。登録支援  
機関が人材紹介業を行う場合は、有料職業紹介事業許可を  
得ていること。
- ・人材紹介会社は有料職業紹介事業許可を得ている事業者と  
すること。
- ・その他、外国人材受入に資する支援事業者(日本語学習サー  
ビス提供等)を必要に応じて参加させること。

(3) セミナー及び相談会参加企業のフォローアップ

セミナー及び相談会の各回終了後の効果測定として、参加事業者の外国人材  
受入状況の有無、受入企業及び受入未定企業の各課題等を委託者の指定する時  
期にアンケート等の実施により把握し、その結果をとりまとめて委託者へ報告  
する。

(4) 実績報告書の提出

本事業の実施内容を最終的にとりまとめて、令和7年3月25日までに委託者  
に提出する。

5 業務の実施方法

業務を円滑に進めるため、業務の内容や進捗等を踏まえて、委託者と随時、メール、電話、打合せ等により、必要な調整、対応の協議等を行うものとする。

6 基本的な業務スケジュール（予定）

5月	打合せ等調整
6～7月	打合せ、8月セミナー及び相談会の準備・広報
8月	セミナー及び相談会の開催（1回目）
9月下旬	8月参加企業のフォローアップ（課題把握／委託者へ報告）
9～10月	打合せ、11月セミナー及び相談会の準備・広報
11月	セミナー及び相談会の開催（2回目）
2月上旬	11月参加企業のフォローアップ（課題把握／委託者へ報告）
3月25日まで	実績報告書の提出

7 委託料上限額

3,424千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

8 成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他業務上で作成した資料等

9 その他特記事項

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議してこれを定めるものとする。